

<国土交通省、環境省 同時発表>

平成 22 年 12 月 24 日  
労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
課長 半田 有通  
調査官 柳川 行雄  
中央労働衛生専門官 井上 栄貴  
(電話代表)03(5253)1111(内線5515)  
(夜間直通)03(3502)6756

## 再生砕石に混入するアスベスト対策のパトロール及び 立入検査の実施結果等について（お知らせ）

- 「再生砕石に混入するアスベスト対策について」（平成 22 年 9 月 9 日 厚生労働省、国土交通省及び環境省）に基づき、都道府県、労働基準監督署等が、再生砕石へのアスベスト含有建材の混入防止を図るため、解体現場及び破砕施設へのパトロール等を実施しました。（別紙）
- パトロール等を実施した解体現場及び破砕施設において、それぞれ関係法令に係る不適正事例を発見しましたが、各現場及び施設の監督官庁において、適正処理等を指示し、改善させました。また、併せて再発防止に係る指導を行いました。
- 引き続き、国として関係機関と連携し、法令遵守について継続した指導を行うなど、再生砕石へのアスベスト混入防止のための取組みを進めます。

### 1 解体現場に関するパトロール等の実施結果

#### (1) 建設リサイクル法等に関するパトロール

○実施期間：平成 22 年 9 月～10 月

○パトロールを実施した現場数：

- ・都道府県等の建設部局及び環境部局、労働基準監督署の3者が合同で実施(A) 1,843 箇所
- ・都道府県等の建設部局が実施した、分別解体等に係るもの(B) 9,316 箇所
- ・都道府県等の環境部局が実施した、再資源化等に係るもの(C) 4,672 箇所

(注 (A) は(B)(C)それぞれの内数)

○石綿含有建材に係る助言等を行った件数

- ・建設リサイクル法第 14 条(分別解体等の適正な実施)に基づく助言・勧告 5 件
- ・建設リサイクル法第 19 条(再資源化等の適正な実施)に基づく助言・勧告 1 件
- ・石綿予防規則に基づく指導 172 件

#### (2) 廃棄物処理法に基づく立入検査

○実施期間：平成 22 年 4 月～10 月

○立入検査を実施した現場数：11,089 箇所

○石綿含有廃棄物に係る不適正事例に対し指導を行った件数：33 件

### 2 破砕施設(産業廃棄物の処理施設)に関する立入検査の実施結果

(廃棄物処理法に基づく立入検査)

○実施期間：平成 22 年 4 月～10 月

○立入検査した施設数：がれき類の破砕施設(5,434 施設)のうち、4,350 施設

○石綿含有廃棄物に係る不適正事例に対し指導を行った件数：52 件

## 別紙

### 1 解体現場のパトロール等の実施結果

都道府県等では、本年9月9日付けの国土交通省及び環境省の依頼に基づき、都道府県労働局と連携して、解体現場を含む建設工事現場に対して、石綿含有建材に重点を置いた建設リサイクル法等に係るパトロール等を実施し、分別解体や再資源化等に係る改善等の指導を行いました。

なお、パトロール等を実施した建設工事現場のうち、1,843箇所は、都道府県等の建設部局(建設リサイクル法に係る分別解体等を担当)及び環境部局(建設リサイクル法に係る再資源化等を担当)、都道府県労働局(労働基準監督署)の3者が合同で実施しています。

#### (1) 建設リサイクル法等に関するパトロール (参考資料1)

##### (i) 建設リサイクル法に関するパトロールの実施結果

###### ① 分別解体等に係るパトロールの実施結果

本年9～10月の2ヶ月間に、解体現場(9,316箇所<sup>\*1</sup>)をパトロールし、239件の助言等を実施しました。そのうち石綿含有建材に係るものは5件でした。

- ・ 施工業者からの聞き取りで石綿含有建材の使用を確認したため、改めてその適正処理について助言したもの (4件)
- ・ 分別解体が徹底されず、コンクリート塊に石綿含有建材の混入が確認されたため、その適正処理及び分別解体の徹底について助言したもの (1件)

###### ② 再資源化等に係るパトロールの実施結果

本年9～10月の2ヶ月間に、解体現場(4,672箇所<sup>\*1</sup>)をパトロールし、11件の助言等を実施しました。そのうち石綿含有建材廃棄物に係るものは1件でした。

- ・ 分別解体が徹底されず、コンクリート塊に石綿含有建材の混入が確認されたため、その適正処理及び再資源化の徹底について助言したもの (1件<sup>\*2</sup>)

(※1 都道府県等の建設部局及び環境部局、都道府県労働局(労働基準監督署)の3者合同で実施したパトロールの件数(1,843箇所)を含んでいます)

(※2 ①分別解体等に係る実施結果と同一の現場で実施されたものです)

##### (ii) 労働安全衛生法(石綿障害予防規則)に関するパトロールの実施結果

労働基準監督署が都道府県等と合同でパトロールした現場において、石綿含有建材に係る内容の指導を行ったものは172件でした。

- ・ 石綿含有建材の事前調査を実施していない又は結果の記録と概要の掲示を行っていないため、その徹底について指導したもの (154 件)
- ・ その他、湿潤化を実施していない、保護具を使用していないため、その徹底について指導したもの等 (18 件)

## (2) 廃棄物処理法に基づく立入検査

(参考資料2)

(1)の他、本年4～10月の7ヶ月間に、47都道府県及び62政令市が廃棄物処理法に基づき、解体現場(11,089箇所<sup>※3</sup>)に対する立入検査を実施し、石綿含有廃棄物の保管や運搬等について、33件の指導を行いました。

(※3 平成22年4月から10月末までの間に、各都道府県等の廃棄物行政部局が行った立入検査分について集計しているため、件数等については、(1)と一部重複しています。)

### ○ 石綿含有廃棄物の保管・運搬の違反等に対し指導を行った件数 33 件

- ・ 仕切りがない、飛散防止等の措置が不十分である等、保管方法に対する改善を指導したもの (19 件)
- ・ 保管場所において他の廃棄物が混入していたため、混入防止の措置を講じるよう指導したもの (5 件)
- ・ その他、保管場所に必要な表示がない、運搬時の飛散防止措置不十分、許可のない業者に運搬を委託、等 (9 件)

## 2 破碎施設(産業廃棄物の処理施設)に関する立入検査の実施結果

(参考資料3)

本年4～10月の7ヶ月間に、47都道府県及び62政令市が廃棄物処理法に基づき、がれき類の破碎施設(5,434施設)のうち、4,350施設(80%)に対して立入検査を実施し、52施設について、石綿含有廃棄物の取り扱いに係る改善等の指導を行いました。

(立入検査の延べ件数: 8,944 件)

### ○ 石綿含有廃棄物に係る違反等に対し指導を行った件数 52 件

- ・ 受入後のがれき類に石綿含有廃棄物(疑い物を含む)の混入が認められたため、受入時の確認を徹底し、混入が疑われるものは受入を行わない等、再発防止についての指導を行うとともに、混入が認められた(疑いを含む)がれき類については廃棄物として適正処分するよう指導したもの (36 件)
- ・ 混入は認められなかったが、受入時の確認体制が不十分であったため、展開検査等混入していないことの確認を徹底するよう指導 (16 件)

### 3 一般環境におけるアスベスト大気濃度調査の結果

さいたま市、川崎市及び埼玉県では、アスベストが混入した再生砕石が使用された駐車場等(混入のおそれのある箇所を含む)について、アスベスト大気濃度調査を実施し、その結果を公表しています。(参考資料4)

いずれの調査結果においても、健康リスクを引き起こすおそれがある程のアスベストの飛散は起こっていないことが確認されました。

### 4 今後の対応

今後も、厚生労働省、国土交通省及び環境省において連携し、各都道府県等による解体現場へのパトロール及び破砕施設等への立入検査等、関係法令の遵守について継続した指導等を行います。

また、今回のパトロール及び立入検査の結果として、一部に分別解体等の不十分な箇所や再生砕石への混入事例が確認されたことから、下記の実施し、再生砕石へのアスベストの混入防止を徹底して参ります。

- 啓発用パンフレット(参考資料5)等により関係法令の周知徹底(特に、次の点について、広報を推進)
  - ・ 建設リサイクル法に基づき、解体工事の際、コンクリート塊にスレート片が混入しないよう分別解体に係る指導の徹底
  - ・ 石綿障害予防規則に基づき、解体工事の際に必要な、石綿含有建材の有無に係る事前調査の確実な実施と、その結果の概要について、公衆の見やすいところにも掲示するよう指導の徹底
  - ・ 廃棄物処理法に基づき、破砕施設におけるがれき類の受入の際に、石綿含有建材の混入の有無を確認するよう指導の徹底
- 建設リサイクル法の届出の際に、石綿含有建材の有無についても、確認するなどして情報の把握に努めるよう都道府県等の関係者に対して協力依頼
- 都道府県等の建設部局及び環境部局、都道府県労働局(労働基準監督署)の3者の連携体制の強化・継続について、関係機関に依頼

1 解体現場の実施結果

【参考資料1】

(1) 建設リサイクル法等に関する合同パトロール

(厚生労働省・国土交通省・環境省)

都道府県名	建設リサイクル法関係					都道府県等の建設部局及び環境部局、労働基準監督署の3者が合同で実施したパトロールの現場数(A)	労働基準監督署が、都道府県等と合同で実施した現場において、石綿障害作業規則に基づき実施した指導等の件数
	都道府県等の建設部局がパトロールした現場数(B) (箇所数)	建設リサイクル法第14条(分別解体等)に基づく助言・勧告数 (件)	都道府県等の環境部局がパトロールした現場数(C) (箇所数)	建設リサイクル法第19条(再資源化等)に基づく助言・勧告数 (件)	建設リサイクル法に基づく助言・勧告のうち、石綿含有建材に係る分別解体の徹底について (件)		
北海道	400	4	74	0	0	1	0
青森県	80	3	32	0	0	28	1
岩手県	211	2	66	0	0	39	5
宮城県	111	4	74	0	0	10	8
秋田県	30	7	30	1	1	21	7
山形県	95	0	35	0	0	22	8
福島県	136	0	60	0	0	60	3
茨城県	127	10	127	0	0	48	5
栃木県	331	7	58	0	2	33	0
群馬県	163	7	281	0	2	58	1
埼玉県	312	10	241	0	0	177	0
千葉県	299	0	138	0	0	118	12
東京都	1,318	18	245	0	0	93	3
神奈川県	177	1	124	0	0	43	4
新潟県	129	0	118	0	0	97	22
富山県	73	5	22	0	0	13	0
石川県	72	5	69	0	0	0	0
福井県	161	10	45	4	0	43	1
山梨県	80	0	73	0	0	32	6
長野県	141	3	96	4	0	60	8
岐阜県	295	2	28	0	0	21	0
静岡県	408	7	196	0	0	23	1
愛知県	234	7	192	1	0	51	5
三重県	83	0	52	0	0	49	0
滋賀県	111	4	78	0	0	0	0
京都府	240	0	70	0	0	32	4
大阪府	290	21	96	0	0	1	0
兵庫県	218	7	146	0	0	82	4
奈良県	80	6	30	0	0	5	0
和歌山県	151	1	107	0	0	67	0
鳥取県	104	12	39	0	0	0	0
島根県	102	0	32	0	0	26	5
岡山県	96	3	96	0	0	84	3
広島県	236	24	93	0	0	76	8
山口県	188	0	119	0	0	56	5
徳島県	51	0	17	0	0	16	7
香川県	112	0	36	0	0	28	4
愛媛県	119	18	31	0	0	4	0
高知県	117	4	117	0	0	0	0
福岡県	243	10	206	0	0	160	28
佐賀県	98	2	11	0	0	0	0
長崎県	103	0	59	1	0	50	4
熊本県	97	0	56	0	0	0	0
大分県	98	5	81	0	0	16	0
宮崎県	162	4	34	0	0	0	0
鹿児島県	715	3	95	0	0	0	0
沖縄県	119	3	547	0	0	0	0
合計	9,316	239	4,672	11	5	1,843	172

※1 (A)は、(B)及び(C)の内数。(B)と(C)は、重複有り。

※2 建設リサイクル法に基づく助言・勧告のうち、石綿含有建材に係るものの秋田県の1件は、同一現場において、都道府県等の建設部局及び環境部局の双方から助言がなされたもの。

1 解体現場の実施結果

【参考資料2】

(2) 廃棄物処理法に関する立入検査

(環境省)

	立入件数	石綿廃棄物の保管、運搬等に係る指導						
			保管場所に仕切りがない、飛散防止の措置が不十分	保管場所において他の廃棄物(がれき類、金属くず)が混入	保管場所に必要な表示の不備	許可を有しない業者に収集運搬を委託	運搬時の飛散防止措置が不十分	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)の保管に係る表示等不備
合計	11,089	33	19	5	4	2	0	3
北海道	62	0						
青森県	43	0						
岩手県	118	0						
宮城県	31	0						
秋田県	33	0						
山形県	59	0						
福島県	51	1	1					
茨城県	243	0						
栃木県	105	0						
群馬県	281	0						
埼玉県	645	0						
千葉県	143	0						
東京都	908	0						
神奈川県	132	0						
新潟県	139	0						
富山県	8	0						
石川県	49	0						
福井県	48	0						
山梨県	134	0						
長野県	539	0						
岐阜県	73	0						
静岡県	202	0						
愛知県	178	0						
三重県	52	0						
滋賀県	110	0						
京都府	53	0						
大阪府	39	0						
兵庫県	827	1		1				
奈良県	41	1						1
和歌山県	115	0						
鳥取県	35	2			2			
島根県	29	0						
岡山県	114	0						
広島県	45	1	1					
山口県	81	0						
徳島県	85	0						
香川県	16	1	1					
愛媛県	29	0						
高知県	102	0						
福岡県	136	1			1			
佐賀県	11	0						
長崎県	125	0						
熊本県	56	0						
大分県	223	0						
宮崎県	78	0						
鹿児島県	30	0						
沖縄県	957	10	10					
札幌市	66	1			1			
函館市	12	0						
旭川市	10	0						
青森市	447	0						
盛岡市	101	0						
仙台市	69	0						

	立入件数	石綿廃棄物の保管、運搬等に係る指導						
		保管場所に仕切りがない、飛散防止の措置が不十分	保管場所において他の廃棄物(がれき類、金属くず)が混入	保管場所に必要な表示の不備	許可を有しない業者に収集運搬を委託	運搬時の飛散防止措置が不十分	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)の保管に係る表示等不備	
合計	11,089	33	19	5	4	2	0	3
秋田市	14	1		1				
郡山市	0	0						
いわき市	14	0						
宇都宮市	8	0						
前橋市	32	0						
さいたま市	130	0						
川崎市	75	0						
千葉市	277	0						
船橋市	10	1				1		
柏市	6	0						
横浜市	92	0						
川崎市	139	1	1					
横須賀市	6	0						
相模原市	8	0						
新潟市	43	0						
富山市	19	0						
金沢市	32	0						
長野市	15	0						
岐阜市	36	0						
静岡市	100	0						
浜松市	33	0						
名古屋市	158	0						
豊田市	72	0						
豊橋市	44	2	1			1		
岡崎市	9	0						
大津市	37	0						
京都市	112	0						
大阪市	16	0						
堺市	66	0						
東大阪市	15	0						
高槻市	11	0						
神戸市	133	0						
姫路市	35	0						
尼崎市	18	0						
西宮市	36	2	1					1
奈良市	15	0						
和歌山市	66	0						
岡山市	9	0						
倉敷市	42	0						
広島市	20	4	2	1				1
呉市	16	1		1				
福山市	8	0						
下関市	5	0						
高松市	12	0						
松山市	21	0						
高知市	272	0						
北九州市	20	0						
福岡市	174	1	1					
大牟田市	19	0						
久留米市	33	0						
長崎市	18	0						
佐世保市	13	0						
熊本市	62	0						
大分市	37	1		1				
宮崎市	28	0						
鹿児島市	30	0						

## 2 破碎施設(産業廃棄物の処理施設)に実施結果

(環境省)

	立入施設数 (延べ立入件数)	石綿含有廃棄物に係る指導			破碎(がれき類) 施設数
			受入しがれき類に 石綿含有産業廃棄物 (疑いを含む)の混入 等を確認。返却や廃 棄物としての適正処 理等を指導。	産業廃棄物の受入時 の異物混入の確認 (展開検査等)が不十 分。確認の徹底等を 指導。	
合計	4,350 ( 8,944)	52	36	16	5,434
北海道	265 ( 357)	0			457
青森県	66 ( 66)	1	1		98
岩手県	109 ( 295)	0			109
宮城県	44 ( 44)	0			69
秋田県	76 ( 76)	0			103
山形県	93 ( 93)	0			105
福島県	41 ( 47)	0			41
茨城県	107 ( 107)	2	2		107
栃木県	92 ( 159)	10		10	92
群馬県	43 ( 43)	0			43
埼玉県	80 ( 80)	13	13 (※)		80
千葉県	65 ( 66)	1	1		108
東京都	64 ( 64)	3	3 (※)		94
神奈川県	48 ( 54)	1	1		48
新潟県	81 ( 81)	0			143
富山県	37 ( 40)	0			64
石川県	44 ( 107)	0			44
福井県	56 ( 56)	1	1		56
山梨県	51 ( 51)	0			51
長野県	198 ( 437)	0			206
岐阜県	47 ( 47)	0			100
静岡県	78 ( 99)	1	1		93
愛知県	167 ( 258)	1	1		167
三重県	104 ( 107)	0			114
滋賀県	48 ( 48)	1	1		59
京都府	36 ( 36)	0			57
大阪府	36 ( 48)	0			36
兵庫県	87 ( 113)	0			87
奈良県	19 ( 651)	0			31
和歌山県	42 ( 42)	0			47
鳥取県	38 ( 42)	0			38
島根県	88 ( 94)	1	1		88
岡山県	49 ( 64)	0			65
広島県	65 ( 65)	0			88
山口県	78 ( 78)	0			78
徳島県	48 ( 48)	0			49
香川県	41 ( 43)	3	2	1	41
愛媛県	76 ( 76)	0			89
高知県	57 ( 57)	0			65
福岡県	45 ( 132)	1	1		124
佐賀県	35 ( 37)	2	2		37
長崎県	75 ( 455)	1		1	75
熊本県	73 ( 115)	0			73
大分県	74 ( 625)	0			74
宮崎県	111 ( 1,302)	0			111
鹿児島県	109 ( 243)	0			112
沖縄県	71 ( 100)	0			96
札幌市	6 ( 6)	0			6
函館市	6 ( 6)	0			6
旭川市	0 ( 0)	0			0
青森市	11 ( 11)	0			36
盛岡市	12 ( 12)	0			12
仙台市	17 ( 28)	0			17



	立入施設数 (延べ立入件数)	石綿含有廃棄物に係る指導			破碎(がれき類) 施設数
			受入しがれき類に 石綿含有産業廃棄物 (疑いを含む)の混入 等を確認。返却や廃 棄物としての適正処 理等を指導。	産業廃棄物の受入時 の異物混入の確認 (展開検査等)が不十 分。確認の徹底等を 指導。	
合計	4,350 ( 8,944)	52	36	16	5,434
秋田市	17 ( 57)	0			17
郡山市	6 ( 6)	0			6
いわき市	12 ( 12)	0			13
宇都宮市	12 ( 16)	0			12
前橋市	15 ( 15)	0			28
さいたま市	13 ( 28)	0			13
川越市	12 ( 24)	0			12
千葉市	11 ( 11)	0			11
船橋市	8 ( 15)	0			8
柏市	4 ( 4)	0			5
横浜市	53 ( 53)	0			53
川崎市	17 ( 23)	3		3	17
横須賀市	11 ( 11)	0			11
相模原市	10 ( 12)	0			10
新潟市	16 ( 16)	0			74
富山市	53 ( 89)	0			83
金沢市	9 ( 19)	0			9
長野市	25 ( 25)	0			25
岐阜市	5 ( 5)	0			6
静岡市	10 ( 10)	0			30
浜松市	19 ( 19)	1	1		20
名古屋市	11 ( 11)	0			11
豊田市	13 ( 28)	3	3		13
豊橋市	17 ( 46)	0			17
岡崎市	12 ( 12)	0			17
大津市	3 ( 3)	0			3
京都市	24 ( 24)	0			24
大阪市	43 ( 43)	0			43
堺市	0 ( 20)	0			0
東大阪市	10 ( 35)	0			10
高槻市	1 ( 1)	0			1
神戸市	18 ( 49)	0			18
姫路市	17 ( 30)	0			20
尼崎市	7 ( 7)	0			13
西宮市	4 ( 7)	0			4
奈良市	3 ( 3)	0			6
和歌山市	29 ( 29)	0			32
岡山市	26 ( 291)	0			26
倉敷市	5 ( 5)	0			54
広島市	25 ( 44)	0			25
呉市	6 ( 6)	0			6
福山市	7 ( 7)	0			29
下関市	27 ( 27)	0			33
高松市	11 ( 11)	0			11
松山市	17 ( 17)	0			17
高知市	18 ( 18)	0			18
北九州市	24 ( 24)	2	1	1	31
福岡市	6 ( 51)	0			6
大牟田市	5 ( 5)	0			6
久留米市	4 ( 34)	0			4
長崎市	4 ( 4)	0			33
佐世保市	1 ( 1)	0			6
熊本市	16 ( 16)	0			56
大分市	54 ( 119)	0			54
宮崎市	0 ( 0)	0			0
鹿児島市	35 ( 35)	0			35

※(埼玉県、東京都) 破碎後のがれき類(再生碎石)に石綿含有産業廃棄物が混入していたことを確認。

アスベストが混入した再生砕石が使用された駐車場等（混入のおそれのある箇所を含む）のアスベスト大気濃度調査結果

自治体	測定日	測定場所	地点数 (合計)	測定結果* (本/L)
埼玉県	8月28日～ 30日	さいたま新都心第8-1A街区の 再生砕石敷設現場	9地点	0.1未満
	9月6日、 7日、10日	道路工事現場、工事予定地 など3地点		0.1未満
	9月22日、 25日、26日	危機管理防災センター（仮称）建 設用地の一部など2地点		0.1
	9月22日、 25日、26日	鴻沼川管理用道路富士見橋 など3地点		0.1未満
さいたま市	10月5日～ 7日	彩湖公園、南区役所駐車場 など12地点	12地点	0.34 (全地点の平均値)
川崎市	8月24日～ 26日	川崎区小田民間駐車場	1地点	0.28～0.78

※ 各自治体は測定方法がそれぞれ異なるため、詳細は下記のリンクを参照されたい。

## 【参考】

○大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準：10本/L（リットル）

○WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）：「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下～10本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

## &lt;リンク先&gt;

埼玉県：<http://prosv.pref.saitama.lg.jp/cgi-bin/scripts/news/news.cgi?mode=ref&yy=2010&mm=9&seq=52>

<http://prosv.pref.saitama.lg.jp/cgi-bin/scripts/news/news.cgi?mode=ref&yy=2010&mm=9&seq=144>

<http://prosv.pref.saitama.lg.jp/cgi-bin/scripts/news/news.cgi?mode=ref&yy=2010&mm=10&seq=80>

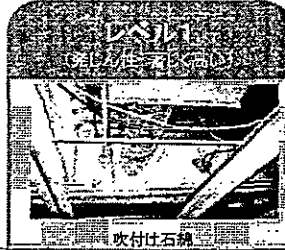
さいたま市：<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1288142099711/index.html>

川崎市：[http://www.city.kawasaki.jp/press/info20100901\\_5/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/press/info20100901_5/index.html)

# 石綿による環境汚染・健康障害をなくそう!

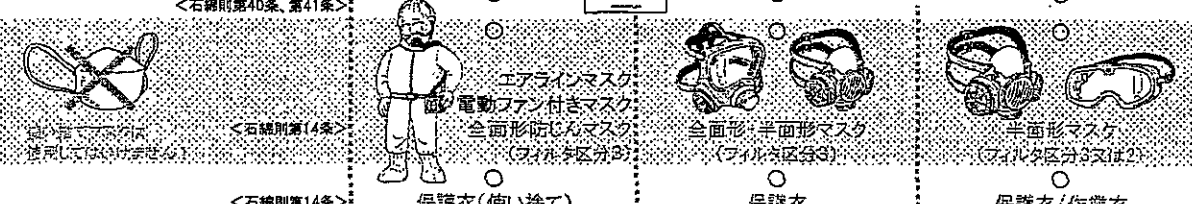
(参考資料5)

厚生労働省・国土交通省・環境省

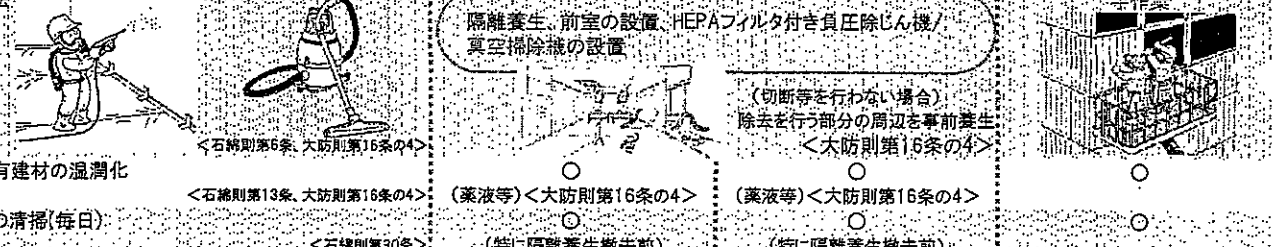


事前の 手続き等	事前調査の実施、掲示、結果保管(40年保管) 〈石綿則第3条〉	○	○	○	
	事前調査の実施 〈建設リサイクル法施行規則第2条〉	(対象はコンクリート等の特定建設資材(※)に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査)			
	作業計画の作成、周知 「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) 「特定粉じん排出等作業届出書」 (14日前までに都道府県知事等あて提出)〈大防法第18条の15〉 事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出) 「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出) 〈石綿則第5条〉	○	○	○	
	事前措置の実施 〈建設リサイクル法施行規則第2条〉	(対象は特定建設資材に付着した吹付け石綿等の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置)			

作業員 の健康 を守る ために	特別教育の実施 (対象:解体等作業従事者全員) 〈石綿則第27条〉	○	○	○
	石綿作業主任者の選任 健康診断の実施、記録保管(40年保管) 〈石綿則第40条、第41条〉	○	○	○
	呼吸用保護具 保護衣・作業衣 〈石綿則第14条〉	○	○	○



石綿 粉じん を飛散 させない ために	「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置) 〈大防則第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)〉 立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 〈石綿則第15条、第33条、第34条〉 休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 作業方法 〈石綿則第6条、大防則第16条の4〉 石綿含有建材の湿潤化 〈石綿則第13条、大防則第16条の4〉 作業場の清掃(毎日) 〈石綿則第30条〉	○	○	○
	分別解体の実施 〈建設リサイクル法第9条〉	○	○	○
	「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置) 〈大防則第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)〉 立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 〈石綿則第15条、第33条、第34条〉 休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 作業方法 〈石綿則第6条、大防則第16条の4〉 石綿含有建材の湿潤化 〈石綿則第13条、大防則第16条の4〉 作業場の清掃(毎日) 〈石綿則第30条〉	○	○	○



及資 源の 廃棄 物の 有効 な利 用 確 保	廃棄物の種類 〈廃棄物処理法第1条の2〉 〈廃棄物処理法第2条、施行規則第7条の2の3〉 廃棄物の処理方法 〈廃棄物処理法第12条、第12条の2、第12条の3〉 委託契約書の締結 manifestsの交付 飛散・流出の防止 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿の備付 〈建設リサイクル法第9条〉 〈廃棄物処理法第12条の2〉	○	○	○
	分別解体の実施 〈建設リサイクル法第9条〉	○	○	○
	「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置) 〈大防則第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)〉 立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 〈石綿則第15条、第33条、第34条〉 休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 作業方法 〈石綿則第6条、大防則第16条の4〉 石綿含有建材の湿潤化 〈石綿則第13条、大防則第16条の4〉 作業場の清掃(毎日) 〈石綿則第30条〉	○	○	○

記録 等	作業環境測定、記録の保管(40年保管) (常時取り扱う屋内作業場、6ヶ月ごとに1回)〈石綿則第36条〉 作業の記録、保管(40年保管) 〈石綿則第35条〉	○	○	○
	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿の備付 〈建設リサイクル法第9条〉 〈廃棄物処理法第12条の2〉	○	○	○

注1 黒字は法令上の義務付く事項、赤字は通知、マニュアル等での指導事項  
 注2 安衛法:労働安全衛生法、石綿則:石綿障害予防規則、大防法(即):大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(施行令、施行規則、基準省令):廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令、施行規則、埋立処分基準省令)、建設リサイクル法(施行規則):建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(施行規則)  
 注3 建設リサイクル法の対象は、特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体:床面積合計60㎡以上 ②建築物新築:同500㎡以上 ③建築物修繕・模様替:積算代金1億円以上 ④その他の工作物:同500万円以上の場合)の工事  
 注4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所での石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項  
 注5 地方公共団体の条例等により、上記以外にも規則等が適用される場合がある  
 ※「特定建設資材」とは、①コンクリート、②コンクリート及び気かかせる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、これらが廃棄物となったものを「特定建設資材廃棄物」という